

国 住 街 第 124 号  
平成 27 年 12 月 4 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

学校給食共同調理場に係る建築基準法第 48 条の規定に基づく  
許可の事例について（技術的助言）

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、「住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可（48 条 1 項から 7 項）をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う」ことが閣議決定されたことを踏まえ、別添のとおり学校給食共同調理場に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の規定に基づく許可の事例を通知します。

(参考抜粋)

○「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等 【国土交通省】(1) 建築基準法 (vi)	住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48 条 1 項から 7 項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
--	---